

別表2 「周辺への悪影響判定基準表」

内容	判断基準	判断方法
隣地又は道路境界と建築物の角度	隣地境界線又は道路境界から45°のラインが空き家に干渉するかどうか	空き家等が倒壊した際、隣地又は道路に被害が及ぶおそれがあるか角度を測定し判断 ただし計測が困難な場合は目視で判断